令和 5 年度 第 1 回中間市男女共同参画審議会 記録 (発言要旨)

1 開催日時 令和5年6月8日(木)13時開会

2 開催場所 人権センター2F研修室

3 出席者 審議委員 学識経験者 福岡教育大学教授 河内 祥子

社会活動団体 ボランティア連絡協議会 藤澤 冬美

ル 教育委員会 河本 直子

ッ 女性ネットなかま 三角由紀子

ッ ひびき青年会議所 田染 智恵

市民代表(一般公募による) 森 茂和

事務局 人権男女共同参画課長 石井 浩司

人権男女共同参画課長補佐 池田美穂子

人権男女共同参画課 事務補助 楠本真理子

株式会社 調べ考房 田添圭一郎

4 欠席者 審議委員 社会活動団体 人権擁護委員 有馬 周子

"中間商工会議所 花田 匡英

5 議 事

- (1) 令和4年度中間市男女共同参画行動計画進捗状況の報告について
- (2) 令和4年度中間市男女共同参画事業報告について
- (3) 令和5年度中間市男女共同参画事業概要(案)について
- (4) 第4次男女共同参画プラン策定について
- (5) その他

(1) 中間市男女共同参画行動計画、取り組み状況報告書、令和4年度分について資料の説明

(会長)

コロナ禍で実施できなかったことが多いことが個人的に気になる。しかも人権男女共同参画 課の担当で多いことは特に気になる。コロナ禍は仕方ないところはあるが、なんとか工夫して 実施してほしかった。今年度は、特に計画の完成年度になるので、完成年度で未実施事業が多 いのは極めてよろしくないと思う。今後はやはり工夫をして実施している部署にならい、達成 できるようにやっていきたいと思う。皆様、良いお知恵があれば、寄せてもらいたい。

(委員)

環境の面からの意見だが、市内に公衆便所がない。ハーモニーの横にあったが、いつもシャッターが閉まっている。事件が多いからか、管理が難しくなっているのかなと思うが。直接、男女共同参画云々の問題とは性格が違うかもしれないが、やっぱり男も女も、いざ利用するとなると困る人がたくさんいるのではと思う。

(委員)

男性であれ女性であれ、いろんな困っていることがあれば出していって、何にも出ないと変わらない。小さなことでも気づいたところを出していって、一人一人の幸せを考えていく。

(会長)

次の第4次男女共同参画プランの作成の際に現在のプランをどう補充してより中間市として、 実効性のあるものにして行くかというようにブラッシュアップして行くと思う。

(2) 令和4年度中間市男女共同参画事業報告の説明

(会長)

時系列だとわかりづらいので、項目ごとの記載にならないか。

(事務局)

わかりにくい、見づらいと言う意見が多ければ項目ごとの記載に変更はできる。

(委員)

子育て女性再就職支援の成果についてはどうか。

(事務局)

年間で7名のご相談者があった。その内、再就職につながった者は2人。

(委員)

なかなか難しい様子だ。わかりました。

(委員)

福岡県配偶者からの暴力防止対策宗像・遠賀地区連絡協議会では、どのようなことを話し合うのか。

(事務局)

事例の検討や主に情報交換法律等の説明を行う。

(委員)

中間市の場合はシェルターも無く、相談後の対策はどうするのかと思っていたが、宗像・遠 賀地区、全体で取り組むということか。

(事務局)

そうです。担当者どうしの顔繋ぎの場ともなり、協力体勢の構築もできる。

(委員)

DVの相談を受け付けているが、相談時以外のDVを見つけて対処出来るのか?第三者を介してなど。

(事務局)

そう言う申し出があっても、介入権がないので対応は難しい。怒鳴り声がしたりとか、女性の悲鳴が聞こえる等の通報があれば、警察の方に連絡をするよう伝えるしかできない。生活安全課が担当。

(3) 令和5年度中市男女共同参画事業概要案についての説明

(会長)

先の議題の男女共同参画行動計画の令和4年度の取り組み状況のところで未実施の公民館講座や参画講座は、どこの事業に該当するか。

(事務局)

広報啓発事業である。

(会長)

5年度は必須であるにもかかわらず抜けている。計画最終年度であることから、未実施のものは、意識的に今年度、やっていかねばならない。

(委員)

コロナ禍でチラシ配布等できなかったことが、今年からはできるので、何かアクション起こ して行っても良いと思う。

(会長)

男女共同参画の発展を願うならこそ予算・人員の限りはあるが、工夫して事業実施しなければならないのではないか。

(事務局)

予算確保はできているが、実施形態等まだ未定である。

(会長)

行動計画の中で未実施のものがなくなるよう、事業概要の中に見える形にしていただきたい

(4) 第4次男女共同参画プラン策定について、男女共同参画に係る市民意識調査の説明

(会長)

法令上、違法な状態(DV等)といえるもの等が見られる。実態として記述されているのだが、「それは違法な状態である」「こういう経験を持つ人がまだこんなにいる」等の、そのようなコメントを記す必要がある。

(事務局)

指摘部分については、報告書として製本する際に反映するようにしたい。

(5) その他

(事務局)

次回開催予定は、10月19日木曜日、13時30分から開催。

(会長)

次回会議の資料は事前送付されるので、読んでおいていただきたい。国の第 5 次男女共同参 画の基本計画が、内閣府の男女共同参画のホームページ等に掲載されているので、目を通して いただき、余裕があれば他の地域の計画等も参考にするなど、次回会議でプランに関する具体 的な意見をいただきたい。

時間的な制限もあり、いかに具体的な指摘をいただけるかどうかで、今年度、このプランが 出せるかどうかが決まってくるので、委員の皆様には大変お忙しい中申し訳ないが、事前に作 業をしておいていただけるとありがたい。

(事務局)

-閉会のことば-

以上